

## 確定申告 × マイナポータル

今年は自宅で  
確定申告

### ～ 申告書の自動入力が始まります～

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。さらに、令和3年1月から、マイナポータルと連携することで、控除証明書等の情報を一括取得し、該当の各控除欄に金額等が自動入力されます（マイナポータル連携）

「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」  
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm

マイナポータル連携 検索



## 消費税・地方消費税（個人事業者）の 確定申告と納税は正しくお早めに

### 令和2年分において 課税事業者となる個人事業者の方

- ①平成30年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ②平成30年分の課税売上高が1,000万円以下の方で、令和元年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ③ ①、②に該当しない場合で、平成31年1月1日から同年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者



申告期限・  
納期限は **3月31日(水)**

振替納税の  
振替日は **4月23日(月)**

詳しい情報は  
国税庁ホームページの  
確定申告特集で

### 消費税・地方消費税（個人事業者）の 確定申告と納税は正しくお早めに

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができます。

作成した申告書を e-Tax 送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

### サラリーマンで所得税の 確定申告が必要な方

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える方
- ③2か所以上から給与の支払いを受けている方など

所得税及び復興特別所得税の  
確定申告・  
納期限は **3月15日(月)**

所得税及び復興特別所得税の  
振替納税の  
振替日は **4月19日(月)**

確定申告



### 申告書はスマホで作成！

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署で手続きを行えば、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方でも、e-Taxが利用できます。

詳しい情報は  
国税庁ホームページの確定申告特集で

国税庁ホームページ

「タックスアンサー」をご利用ください！ 税務署

確定申告書等の作成の参考として是非ご利用下さい。

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

### 国税に関する一般的なご相談は、 電話相談センターで受け付けております！

最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

なお、確定申告期におきましては、番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、こちらをご利用ください。

スマートフォン  
QRコード



### チャットボットによる税務相談開始

令和3年1月中旬から、所得税の確定申告に関する税務相談の新しいチャンネルとして、国税庁のHPにおいて、「チャットボット」の運用を開始します。

#### ・どうすればチャットボットに相談できるの？

スマートフォン又はパソコンから、国税庁ホームページのチャットボットにアクセスしていただくと、ウェブ上でチャットボットに相談することができます。

ふたばで  
税務職員  
です



■税に関する情報は、国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>